

残業代対策サポートプラン	ライト (月5万円)	スタンダード (月10万円)	プラス (月15万円)
就業規則・賃金規程の改定アドバイス	○	○	○
就業規則・賃金規程の改定案のご提案	×	×	○
残業代請求を受けた際のアドバイス	○	○	○
残業代請求に対する書面案の作成(1)	△(月1回)	○	○
残業代請求に対する代理人としての交渉	×	×	○ (2)
ホームページ等への弁護士表示	×	○	○
御社ご契約の社労士・税理士との連携	×	○	○
労務プラン対象事項以外のご相談	×	月1案件無料(3)	月2案件無料(3)
訴訟・労働審判の弁護士費用割引	5%OFF	10%OFF	15%OFF

### 残業代試算プラン

タイムカードによる時間管理のある場合	1人1ヵ月分あたり5000円(税別)
タイムカード以外の方法 で時間管理をしている場合	1人1ヵ月分あたり5000円 + 総検討資料枚数×100円(税別)

- (1) 本文が5頁以上のものについては、別途費用となります。  
5頁以上10頁未満のもの 1通あたり3万円(税別)  
10頁以上のもの 1通あたり5万円(税別)
- (2) 請求金額からの減額分に応じて報酬別途となります(いずれも税別です)。  
減額が300万円未満の場合 減額の16%  
減額が300万円以上の場合 減額の10%+18万円
- (3) ご相談がなかった月の分については、最大2ヵ月間、繰り越しいただくことが可能です。

問題社員対応サポートプラン	ライト (月5万円)	スタンダード (月10万円)	プラス (月15万円)
問題社員への対応アドバイス	○	○	○
対象社員への通知案等の書面作成(1)	△ (月1回)	○	○
就業規則の改定アドバイス	○	○	○
就業規則の改定案のご提案	×	×	○
対象社員からの請求への代理人としての交渉	×	×	○(2) (3)
ホームページ等への弁護士表示	×	○	○
御社ご契約の社労士・税理士との連携	×	○	○
労務プラン対象事項以外のご相談	×	月1案件無料(3)	月2案件無料(4)
訴訟・労働審判の弁護士費用割引	5%OFF	10%OFF	15%OFF

- (1) 本文が5頁以上のものについては、別途費用となります。  
5頁以上10頁未満のもの 1通あたり3万円  
10頁以上のもの 1通あたり5万円
- (2) 対象社員から金銭請求、解雇無効等、具体的な請求がある場合に限りです。  
注意指導、退職勧奨、解雇通告への立会等、業務命令の代行は対象外です。
- (3) 当初の対応方針に基づく目的達成の際に基本報酬金50万円（税別）のほか、  
金銭請求があった場合には、請求金額からの減額分に応じて報酬別途となります  
（いずれも税別です）。
- 減額が300万円未満の場合 減額の16%  
減額が300万円以上の場合 減額の10%+18万円
- (4) ご相談がなかった月の分については、最大2ヵ月間、繰り越しいただくことが  
可能です。

団体交渉サポートプラン	ライト (月5万円)	スタンダード (月10万円)	プラス (月15万円)
団体交渉申入への対応アドバイス	○	○	○
回答書等の書面作成(1)	△ (月1回)	○	○
各回の団体交渉への対応アドバイス	○	○	○
各回の団体交渉への立会い	×	△(2)	○ (3)
労使協定・労働協約案の調整	×	○ (4)	○ (4)
ホームページ等への弁護士表示	×	○	○
御社ご契約の社労士・税理士との連携	×	○	○
労務プラン対象事項以外のご相談	×	月1案件無料(5)	月2案件無料(5)
あっせん、訴訟等の弁護士費用割引	5%OFF	10%OFF	15%OFF

- (1) 本文が5頁以上のものについては、別途費用となります。  
5頁以上10頁未満のもの 1通あたり3万円(税別)  
10頁以上のもの 1通あたり5万円(税別)
- (2) 1回あたり10万円(税別)のオプションとなります。
- (3) 1ヵ月あたりの立会時間が2時間を超えたときは別途タイムチャージとなります。
- (4) 当初の対応方針に基づく目的達成の際に基本報酬金50万円(税別)のほか、金銭請求があった場合には、請求金額からの減額分に応じて報酬別途となります(いずれも税別です)。  
減額が300万円未満の場合 減額の16%  
減額が300万円以上の場合 減額の10%+18万円
- (5) ご相談がなかった月の分については、最大2ヵ月間、繰り越しいただくことが可能です。

就業規則改定サポートプラン	サポートご利用料
就業規則(1)・賃金規程(2)リスクチェック	逐条コメントなし 5万円(税別) 逐条コメントあり 10万円(税別)
就業規則(1)の改定	条文数70までのもの 30万円(税別) 以降 3条あたり1万5000円(税別)
賃金規程(2)の改定	条文数30までのもの 10万円(税別) 以降 3条あたり1万5000円(税別)
附属規程の改定	条文数1条あたり5000円(税別)

- (1) 就業規則は本則のみを対象とし、条文数は本則として定められている条文総数(附則を除く)をいいます。
- (2) 賃金規程は本文中で附属規程とされているものも含まれます。退職金規程等、賃金規程とは別個独立のものは含みません。